

第48期 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告

新株予約権等の状況	1
業務の適正を確保するための体制	4

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	5
注記事項	6

計算書類

株主資本等変動計算書	11
注記事項	12

- 本内容は、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saizeriya.co.jp/>) に掲載しているものです。

事業報告

新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2011年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
120個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 12,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 22,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 167,100円（1株当たり1,671円）
- ・行使期間
2013年8月11日から2021年8月10日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	30個	3,000株	1人
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—

ロ. 2012年2月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
300個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 30,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 26,900円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 131,400円（1株当たり1,314円）
- ・行使期間
2014年2月22日から2022年2月21日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	50個	5,000株	1人
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—

ハ. 2013年5月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
900個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 90,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 16,500円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 135,100円（1株当たり1,351円）
- ・行使期間
2015年5月15日から2023年5月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	310個	31,000株	2人
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—

ニ. 2015年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
100個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 10,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 82,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 289,000円（1株当たり2,890円）
- ・行使期間
2017年7月15日から2025年7月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	25個	2,500株	1人
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—

ホ. 2016年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
390個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 39,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 80,600円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 227,000円（1株当たり2,270円）
- ・行使期間
2018年7月13日から2026年7月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	150個	15,000株	2人
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2020年1月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,360個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 336,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 277,600円（1株当たり2,776円）
- ・行使期間
2022年1月24日から2025年1月23日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	3,360個	336,000株	1,949人
子会社の役員及び使用人	—	—	—

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念の「日々の価値ある食事の提案と挑戦」を経営方針に即した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理を遵守する企業活動とする。
代表取締役は、コンプライアンス（法令遵守）の構築・整備・維持にあたる。
監査等委員及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。
監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「安全衛生管理規程」等を改正し、必要な「リスク管理規程」を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。
監査等委員及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P-D-C-Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。
関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。
監査等委員と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を人選・配置する。
監査等委員の配置下に入った使用人は、監査等委員の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会は、監査等委員が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査等委員へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項 (2) 毎月の経営状況として重要な事項 (3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 (4) 重大な法令・定款違反 (5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容 (6) その他コンプライアンス上重要な事項 (7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。
監査等委員は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

当期における業務の適正性を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役が法令、定款及び社内規程等に則って行動しており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、監査等委員が、取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、監督機能を強化しております。

監査等委員は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じ、また、会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を通じて、当社の業務の適正性を確保するための体制を確認しております。

子会社の内部統制の整備運用状況は、子会社の管理部門が確認するとともに、親会社である当社の取締役及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年9月1日
至 2020年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,612	10,663	71,807	△6,887	84,196
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△892		△892
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△3,450		△3,450
自 己 株 式 の 取 得				△1,000	△1,000
自 己 株 式 の 処 分		33		108	141
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	33	△4,343	△891	△5,201
当 期 末 残 高	8,612	10,697	67,464	△7,779	78,994

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	353	353	627	85,177
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△892
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△3,450
自 己 株 式 の 取 得				△1,000
自 己 株 式 の 処 分				141
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	334	334	46	380
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	334	334	46	△4,821
当 期 末 残 高	687	687	673	80,355

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

注記事項

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 7社
- ② 連結子会社の名称
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.
上海薩莉亜餐飲有限公司
広州薩莉亜餐飲有限公司
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司
北京薩莉亜餐飲管理有限公司
HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED
SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD.
- ③ 非連結子会社の名称
広州サイゼリヤ食品有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社数
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社
広州サイゼリヤ食品有限公司
(持分法の範囲から除いた理由)
当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. 及び SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. の決算日は、連結決算日と一致しております。上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司及び HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、6月30日に仮決算を行い、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. デリバティブ
時価法
 - ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品及び貯蔵品
主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
 - ・製品及び原材料
主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。
連結子会社は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具2～20年、工具及び備品2～20年、使用権資産1～10年であります。
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ハ. 株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
 - ニ. 株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準第16号（リース）（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則すべてのリースについて使用権資産及びリース債務を認識するとともに、使用権資産の減価償却とリース利息に係る支払利息を計上しております。

IFRS第16号の適用については、経過的な取り扱いに従って、リース債務は、適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しており、使用権資産はリース債務と同額を計上する方法を採用しております。

本基準の適用に伴い、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「使用権資産（純額）」が97億67百万円、流動負債の「リース債務」及び固定負債の「リース債務」の合計が101億35百万円それぞれ増加しております。

この変更により、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益は11百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は3億8百万円減少しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 65,338百万円

(3) 投資有価証券で非連結子会社に対するものは259百万円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当連結会計年度末(千株)
普通株式	52,272	—	—	52,272

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当連結会計年度末(千株)
普通株式	3,361	395	55	3,702

(注) 1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首688,800株、当連結会計年度末681,800株）が含まれております。

なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

2. 普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の増加395千株は、2020年1月8日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

4. 普通株式の減少23千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

5. 普通株式の減少25千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 普通株式の減少7千株は、株式給付信託（J-ESOP）の給付によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月27日 定時株主総会	普通株式	892	18	2019年8月31日	2019年11月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月26日 定時株主総会	普通株式	886	利益剰余金	18	2020年8月31日	2020年11月27日

(注) 上記②の配当金の総額は、2020年11月26日開催予定の第48期定時株主総会において決議予定の金額であります。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 853,900株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるテナント未収入金は、出店しているショッピングセンター及び百貨店等の信用リスクに晒されております。また、事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金、建設協力金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

敷金・保証金、建設協力金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 市場リスクの管理

子会社株式以外の投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規則に基づき、適切に行われております。また、四半期ごとに経理部門において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画等を作成する方法により流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する注記

2020年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	42,320	42,320	—
②テナント未収入金	1,046	1,046	—
③敷金・保証金	10,173		
貸倒引当金 (*1)	△12		
	10,160	10,146	△13
④建設協力金	188		
貸倒引当金 (*1)	△0		
	187	187	0
資 産 計	53,715	53,702	△13
①買掛金	4,279	4,279	—
②短期借入金	10,000	10,000	—
③未払法人税等	293	293	—
④リース債務 (*2)	10,220	10,328	108
負 債 計	24,793	24,901	108
デリバティブ取引 (*3)	437	437	—

(*1) 敷金・保証金及び建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) リース債務には1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②テナント未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③敷金・保証金、④建設協力金

その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値を基に算定しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務（1年内返済予定部分を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引における期末の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	259

6. 賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性が乏しいため、注記の記載は省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,640円56銭
② 1株当たり当期純損失(△)	△70円84銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 減損損失に関する注記

当社及び連結子会社は、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	日本、中国他
用途	店舗資産(190店舗)等
種類	建物他
減損損失	2,251百万円

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、グルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。それらの内訳は、建物及び構築物1,604百万円、使用権資産311百万円、その他335百万円であります。

なお、当社の回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しており、零として評価しております。また、連結子会社の回収可能額は、店舗については使用価値により測定しており、割引率は9～9.5%を採用しております。

10. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。これにより、今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、2022年8月にかけて徐々に収束し回復に向かい、2022年9月以降は例年並の売上高が見込まれることを前提としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響が長期化し、上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2019年9月1日
至 2020年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	8,612	9,007	1,656	10,663	2,153	52,510	2,653	57,317
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
別 途 積 立 金 の 積 立						1,300	△1,300	—
剰 余 金 の 配 当							△892	△892
当 期 純 損 失 (△)							△4,090	△4,090
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			33	33				—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	33	33	—	1,300	△6,283	△4,983
当 期 末 残 高	8,612	9,007	1,690	10,697	2,153	53,810	△3,629	52,333

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△6,887	69,706	627	70,333
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立		—		—
剰 余 金 の 配 当		△892		△892
当 期 純 損 失 (△)		△4,090		△4,090
自 己 株 式 の 取 得	△1,000	△1,000		△1,000
自 己 株 式 の 処 分	108	141		141
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			46	46
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△891	△5,841	46	△5,795
当 期 末 残 高	△7,779	63,864	673	64,537

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
子会社株式 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産
イ. 商品及び貯蔵品
主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
ロ. 製品及び原材料
主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められた額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

(2) 関係会社に対する短期金銭債権	449百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	317百万円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	47,526百万円

(5) 店舗賃借仮勘定は、新店出店の敷金・保証金、建設協力金等で未開店店舗に関するものであります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

① 仕入高	3,470百万円
② その他	8百万円
営業取引以外の取引による取引高	699百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当期末(千株)
普通株式	3,361	395	55	3,702

(注) 1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度期首688,800株、当事業年度末681,800株)が含まれております。

なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

2. 普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の増加395千株は、2020年1月8日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

4. 普通株式の減少23千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

5. 普通株式の減少25千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 普通株式の減少7千株は、株式給付信託(J-ESOP)の給付によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	27百万円
未払事業所税	42
賞与引当金	161
資産除去債務	1,934
株式給付引当金	248
減損損失	1,370
関係会社株式評価損	164
繰越欠損金	1,515
その他	89
繰延税金資産小計	5,554
評価性引当額	△168
繰延税金資産合計	5,385

繰延税金負債

資産除去債務	△547
繰延税金負債合計	△547
繰延税金資産純額	4,838百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
土地建物	3,652百万円	3,039百万円	562百万円	50百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	269百万円
1年超	282百万円
合計	552百万円
リース資産減損勘定の残高	199百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	239百万円
リース資産減損勘定取崩額	93百万円
減価償却費相当額	119百万円
支払利息相当額	36百万円
減損損失	64百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位:百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 2	科目	期末残高 (注) 2
子会社	SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.	所有 直接 100%	当社への肉製品・ ソース類等の販売	食材の購入 (注) 1	3,470	買掛金	317
	上海薩莉亜餐飲有限公司	所有 直接 100%	ノウハウの提供等	ロイヤリティーの受取 (注) 3	212	未収入金	129
	広州薩莉亜餐飲有限公司	所有 直接 100%	ノウハウの提供等	ロイヤリティーの受取 (注) 3	153	未収入金	93
	台湾薩莉亜餐飲股份有限公司	所有 直接 100%	ノウハウの提供等	ロイヤリティーの受取 (注) 3	37	未収入金	25
	北京薩莉亜餐飲管理有限公司	所有 直接 100%	ノウハウの提供等	ロイヤリティーの受取 (注) 3	84	未収入金	45
	HONGKONG SAIZERIYA CO. LIMITED	所有 直接 100%	ノウハウの提供等	ロイヤリティーの受取 (注) 3	142	未収入金	86
	SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD	所有 直接 100%	ノウハウの提供等	ロイヤリティーの受取 (注) 3	68	未収入金	68

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の価格については、定期的に価格交渉の上、市場価格を基準として一般的取引と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. ロイヤリティーの受取条件につきましては、売上高の一定率であります。

(2) 役員及び主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	堀埜 一成	被所有 直接 0.2%	当社代表取締役	新株予約権の権利行使 (注) 5	10	—	—
				自己株式の処分 (注) 6	17	—	—
役員	長岡 伸	被所有 直接 0.0%	当社取締役	新株予約権の権利行使 (注) 5	10	—	—
				自己株式の処分 (注) 6	6	—	—
役員及びその近親者が 議決権の過半数を所有 している会社等	南白河高原農場	なし (注) 2	当社と委託栽培契約を締 結しており、当社への販 売を主たる業務としてい る。	委託農産物の購入 (注) 1, 4	473	買掛金	49
				業務委託費の支払い (注) 3, 4	34	未払金	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、他の契約農家と同一条件です。
2. 当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、正垣泰彦が営業資金の貸付を行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。
3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
5. 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。
6. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,314円88銭
② 1株当たり当期純損失(△)	△83円98銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	東京都他
用途	店舗資産(158店舗)
種類	建物他
減損損失	1,850百万円

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。それらの内訳は、建物1,525百万円、その他324百万円であります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しており、零として評価しております。

11. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。これにより、今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、2022年8月にかけて徐々に収束し回復に向かい、2022年9月以降は例年並の売上高が見込まれることを前提としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響が長期化し、上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。